

↳ 新交際費課税

Q : この4月から一人当たり5,000円までの飲食費は損金算入できるようになったようですが、この金額は消費税込みですか、それとも抜きですか？

A : 会社の経理処理によって異なります。

【解説】

今年度の税制改正において、交際費課税が見直され、会社が支出する飲食費については、一人当たり5,000円以下であれば単純に損金算入してよいこととされました。

この飲食費の5,000円に消費税が含まれるかどうかは、その会社の経理処理によることとなっていますので、税抜き処理をしている会社であれば消費税抜きで5,000円(税込み金額5,250円)までが対象になり、税込み処理をしている会社であれば4,761円(5,000円÷1.05)までが対象になります。

この5,000円の枠を有効に活用するというのであれば、税抜き処理のほうが有利ということになります。

なお、この規定は、5,000円以下の飲食費についての交際費等の判定基準ですので、5,000円を超えたからといってすべて交際費に該当するわけではなく、その内容に応じた処理をすることになります。

したがって、その飲食費が実質的に交際費であれば、交際費に該当しますし、交際費以外であれば、会議費等実態に応じた費用として取り扱うことになります。

なお、この5,000円かどうかの判定は、領収書ごとに行います。

